

医科点数等 Q & A

(医学管理等)

Q 1 外来リハビリテーション診療料 1 を算定している患者に対し、規定されている期間（7日間）に疾患別リハビリテーションを実施した日に同時に高血圧など他疾患の診療や検査などを実施した場合、他疾患に対する検査や投薬などの費用は算定可能か。

A 1 算定可能です。

(リハビリテーション)

Q 2 顔面神経麻痺の患者は、脳血管疾患等リハビリテーション料の算定対象と考えてよいか。

A 2 脳血管疾患等リハビリテーション料（脳リハ）の対象患者に該当します。脳リハの対象となる患者については、脳リハの規定の別表第 9 の 5 に「3 多発性神経炎、多発性硬化症、末梢神経障害その他の神経疾患の患者」が示されています。また、脳リハの通知に「ウ 神経疾患とは、多発性神経炎（ギランバレー症候群等）、多発性硬化症、末梢神経障害（顔面神経麻痺等）等をいう。」とあります。